

最高裁判規則

○最高裁判所規則第五号

執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。
平成十一年六月十五日

執行官の手数料及び費用に関する規則の一部を改正する規則

執行官の手数料及び費用に関する規則（昭和四十一年最高裁判所規則第十五号）の一部を次のように改正する。

千万円を超え五千万円以下	十五万七千二百円に千万円を超える部分が十万円に達することに千円を加算した額
五千万円を超え一億円以下	五十五万七千二百円に五千万円を超える部分が十億円に達することに八百円を加算した額
一億円を超え三億円以下	九十五万七千二百円に一億円を超える部分が百万円に達することに五千円を加算した額
三億円を超え十億円以下	百九十五万七千二百円に三億円を超える部分が百万円に達することに三千円を加算した額
十億円を超えるも	四百五十七万七千二百円に十億円を超える部分が五百万円に達することに二万円を加算した額

千万円を超え三千万円以下	十五万七千二百円に千万円を超える部分が十万円に達することに九百円を加算した額
三千万円を超え五千万円以下	三十三万七千二百円に三千万円を超える部分が十万円に達することに六百円を加算した額
五千万円を超え一億円以下	四十五万七千二百円に五千万円を超える部分が十万円に達することに四百円を加算した額
一億円を超え三億円以下	六十五万七千二百円に一億円を超える部分が百万円に達することに二千円を加算した額
三億円を超え五億円以下	百五十七万七千二百円に三億円を超える部分が百万円に達することに千円を加算した額
五億円を超え十億円以下	百二十五万七千二百円に五億円を超える部分が百万円に達することに五百円を加算した額
十億円を超えるも	百五十七万七千二百円に十億円を超える部分が千万円に達することに千五百円を加算した額

第十八条第一項中、「三万円」を「三万九千円」に改める。

附 則

1 この規則は、平成十一年七月一日から施行する。

2 この規則の施行前に完了していない現況の調査の手数料及びこの規則の施行前にした売却の実施の手数料の額については、なお従前の例による。

最高裁判所長官 山口 繁

省 令

○大蔵省、厚生省、農林水産省、通商産業省、令第二号

農林水産省、通商産業省、令第二号
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項及び第七項の規定に基づき、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成十一年六月十五日

大蔵大臣 宮澤 喜一
厚生大臣 宮下 創平
農林水産大臣 中川 昭一
通商産業大臣 与謝野 馨

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律施行規則（平成七年大蔵省、厚生省、令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条中「アルミニウム製の容器包装に係る物」の下に、「主として段ボール製の容器包装に係る物」を、「もの」の下に「及び主として段ボール製の物」を加える。

第四条第四号を同条第五号とし、同条第三号の次に次の一号を加える。

○厚生省令第六十五号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第二条第六項の規定に基づき、容器包装廃棄物の分別収集に関する省令（平成七年厚生省令第六十一号）の一部を次のように定める。

平成十一年六月十五日

農林水産省 宮下 創平

主として紙製の容器包装（主として段ボール製の容器包装及び別表第一の五の項に掲げる商品の容器を除く。）を、主として紙製の容器包装及び別表第一の五の項に掲げる商品の容器（主として段ボール製の容器包装を除く。）に係る分別基準適合物

第四条に次の一号を加える。

六 主としてプラスチック製の容器包装（別表第一の七の項に掲げる商品の容器を除く。）を、主としてプラスチック製の容器包装のうち、主としてプラスチック製のもの（別表第一の七の項に掲げる商品の容器を除く。）に係る分別基準適合物

別表第一特定分別基準適合物の欄及び別表第三特定分別基準適合物の欄中、「第四条第四号」を「第四条第五号」に改める。

様式第一及び様式第二中、「第4第1項」を「第4第1項」に、「第4第2項」を「第4第2項」に、「第4第3項」を「第4第3項」に、「第4第4項」を「第4第4項」に、「第4第5項」を「第4第5項」に改める。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（特定容器製造等事業者に係る特定容器分別基準適合物の再商品化に関する省令の一部改正）

第二条 特定容器製造等事業者に係る特定容器分別基準適合物の再商品化に関する省令（平成八年通商産業省令第一号）の一部を次のように改正する。

別表特定分別基準適合物の欄中「第四条第四号」を「第四条第五号」に改める。

厚生大臣 宮下 創平

八	主としてプラスチック製の容器包装（飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器を除く。）に係る物	一 一の項第一号、第二号及び第四号に適合すること。 二 圧縮されていること。ただし、白色の発泡スチロール製食品用トレイの場合にあつては、この限りでない。 三 飲料又はしょうゆを充てんするためのポリエチレンテレフタレート製の容器が混入していないこと。 四 プラスチック製のふた以外のふたが除去されていること。 五 白色の発泡スチロール製食品用トレイの場合にあつては、洗浄され、乾燥されていること。
---	--	---